

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

ターゲット産業での投資をサポートするために、特に高度な科学・技術・工学・数学（STEM）分野で高度な知識およびスキルを持つ人材が必要となる産業界の可能性を向上させるため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 本措置は既に操業している事業が対象で被奨励事業か否かを問わず、奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。事務局が指定した恩典付与対象外とする特定政策を有する業種は除く。

1.1 既存プロジェクトとは、既に操業しているプロジェクトで、被奨励事業であるか否かを問わず、その業種は投資奨励対象業種に該当する業種であること。ただし、教育機関および研修機関を除く。

1.2 新規プロジェクトとは、職業訓練学校および／または学校事業において投資奨励を申請する新規プロジェクトで、既存の法人であるか、既存プロジェクトの事業主が全株式を保有する新規法人であること。

第 2 項 既に投資奨励を受けているプロジェクトは、法人所得税の免除・減税期間終了後または法人所得免除が付与されていないプロジェクトである場合、本措置の下で奨励申請が出来る。また、新規プロジェクトは投資済みで操業の準備ができています。

第 3 項 高度な科学・技術・工学・数学（STEM）分野で人材を開発するための教育機関または研修機関を設立すること。

第 4 項 教育機関または研修機関の設立への投資金額（土地代および運転資金を除く）は 100 万バーツ以上であること。

第 5 項 恩典

既存プロジェクト

- 教育機関または研修機関の設立への投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とし、法人所得税を 5 年間免除する。
- 税制以外の恩典

新規プロジェクト

- 機械の輸入税を免除する。
- 税制以外の恩典

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将　　プラユット・チャンオーチャー
（プラユット・チャンオーチャー）
首相
投資委員会委員長